

◎対象外経費の例

- ・慰労金（見舞金）
- ・通常時と区別ができないもの
電気代、洗剤、おしりふき、養生テープ、トイレトペーパー、コピー用紙等の事務用品
- ・損賠賠償保険（通常時のもの）
- ・医療的ケアに係るもの ※施設内療養費でまかなう
酸素カニョーラチューブ、酸素マスク、酸素濃縮器、酸素ボンベ、アルコール脱脂綿、冷却ジェルシート
- ・後に残るもの
蓋付きゴミ箱、消毒スタンド、消毒を入れる携行容器、パルスオキシメーター（酸素濃度計）、非接触体温計、ビニールシート、オートディスペンサー、点滴台、パーテーション、透明クロス
- ・検査キット、PCR 検査費用
R5.5.7 以前……発生施設の検査経費は本来行政検査対象のため、補助の対象とできない
R5.5.8 以降……県要領別添1の要件を満たさない場合（行政検査として扱われる、要件を満たさない者・場合に使用、一定数事前に購入するなど）
※国Q&A集（3. 自費検査）もご参照ください。